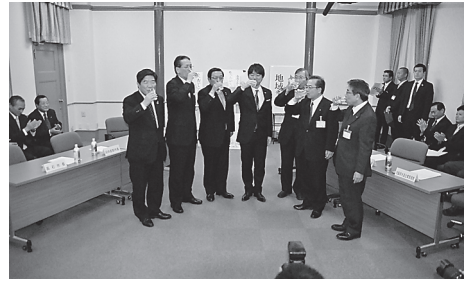


## 第2章 水道広域化

水道広域化は、従来は事業統合として捉えられていましたが、厚生労働省が平成16年6月に策定した「水道ビジョン」において、地域の実情に応じて管理の一体化や事業統合・共同経営等の多様な広域化を進める「新たな概念の広域化の推進」を示されました。新たな水道広域化のイメージは、事業統合に加えて、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化といったソフト面の一体化や連携までを含めた広い概念となっています。



企業団設立許可書交付式

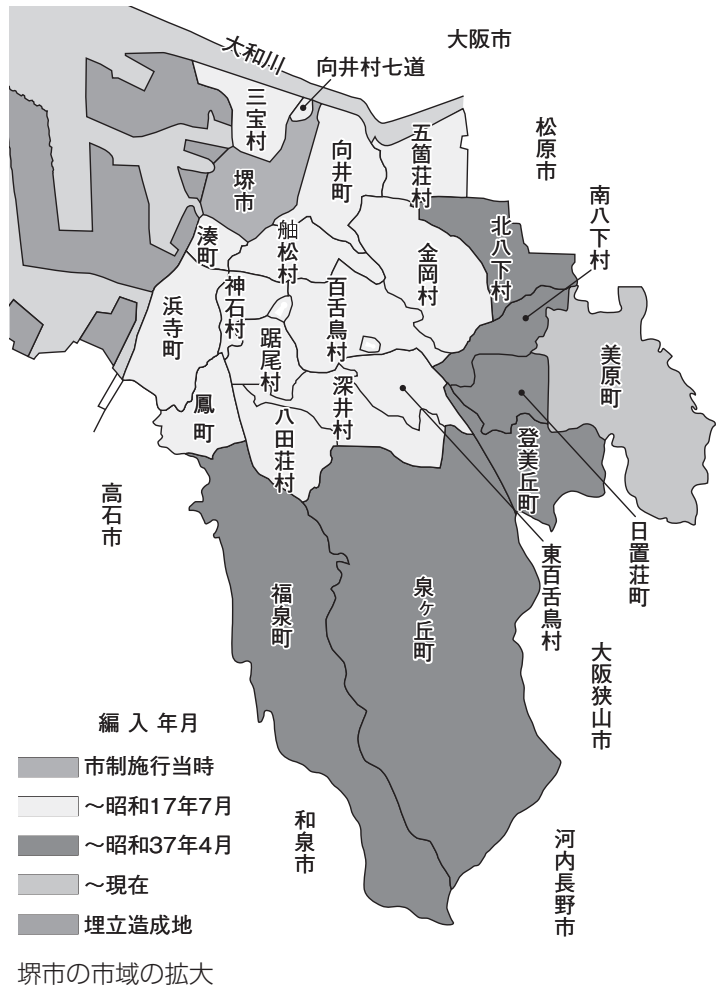
### 1. 合併等による拡大

堺市は明治22年4月1日の市制施行から、明治27年2月10日の七道を皮切りに平成17年2月1日の美原町との合併まで、14次にわたり22町村を編入合併してきました。合併や海面埋め立てにより、面積は、市制施行時には3.67km<sup>2</sup>であったのが、現在は149.99km<sup>2</sup>と約40倍にも膨らみました。

これに対して、給水人口は、市域の拡大と市勢の発展により水道創設当初は約1万4,000人であったのが、現在は約85万人と約60倍になりました。このように、堺市では合併の都度、水道事業を統合し、施設の統合や配水管の延長を行って対応してきました。

### 2. 大阪府市町村水道水質共同検査

大阪府市町村水道水質共同検査<sup>\*</sup>とは、府内42市町村水道が自己水源や水道水の水質検査のうち、高価な機器や高度な検査技術が必要とする分析項目を、



経済的・効率的に実施するため、大阪府と府内の市町村（大阪市を除く）が共同で機器を整備し、共同運営している検査体制です。具体的な検査は、市町村水道が大阪府に水質検査を委託しています。

堺市では、平成21年度は水道GLPに基づいた水質基準50項目のうち陰イオン界面活性剤<sup>\*</sup>を共同検査に委託し、49項目を自己検査しています。



大阪府市町村水道水質共同検査体制が発足  
(平成5年12月)

### 3. 大阪府広域水道整備計画

昭和52年の水道法の改正により、その条文に広域的水道整備計画が規定されたもので、広域的水道整備計画とは、

- ①地方公共団体は、水道の広域的な整備を図る必要があると認められるときは関係地方公共団体と共同で、都道府県知事に計画策定を要請できる。
- ②都道府県知事は、要請のあった場合、必要と認めるとき関係公共団体と協議し、議会の同意を得て計画を策定できる。
- ③計画に関しての基本方針及び整備に関する基本的事項等を定める。
- ④自然的かつ社会的条件、需要の見通し及び水道の整備状況を勧案する。

⑤都道府県知事は、計画を厚生大臣に報告し関係地方公共団体に通知する。

⑥厚生大臣は、都道府県知事に対し必要な助言又は勧告する。

というものです。

大阪府広域的水道整備計画は、大阪府内市町村（関係地方公共団体）の要請をうけ計画を協議したうえで昭和55年2月に策定、4月に厚生大臣へ報告、府内市町村に通知された法の下での広域的整備計画です。

その基本的な考え方は、市町村水道では、施設整備が進み建設の時代から高度な維持管理時代へと移行しつつあり、府営水道では、用水供給がほぼ府内全域に普及しているということで、将来の水需要の増加に対処しながら、より合理的な水使用と効率的な施設運営を図るため、大阪府と計画区域内の市町村とが協力しつつ水道の整備をすすめることとします。（当面は大阪市を除く市町村を目標）

その手段として、水資源の有効利用、水の適正配分などを図るため、計画区域の水道施設を有機的に結合した整備をしたうえでの総合的な情報管理システムの確立と事業経営については、適正で効率的な運営を行い、経営基盤の強化と健全な育成を進めようとするものです。

### 4. 大阪広域水道企業団の設立

府域全体の水需要が減少する中で、大阪府と大阪市それぞれの浄水施設に余剰が生じていることから、今後の設備投資の重複を避けること等を目的として、平成20年4月から大阪府と大阪市との間で水道事業の統合についての協議が開始されました。

平成21年3月には、大阪市から、大阪府の

用水供給事業の経営権を大阪市に一括委託する「コンセッション型指定管理者制度<sup>\*</sup>」による統合案が提案され、同年9月に一旦は、大阪府は同制度の導入を決定しました。

これに対して受水市町村は、「コンセッション型指定管理者制度」では、用水供給事業の経営について受水市町村の意見が十分に反映できないとして、平成22年1月30日に開催された受水市町村の首長会議において、受水市町村の総意として「コンセッション型指定管理者制度」は導入せず、基本的には受水市町村で企業団を設置し府営水道から用水供給事業を継承する企業団方式での検討を進めることとし、将来的には大阪市を巻き込んだ府域一水道を目指すことを決定しました。

その後、受水市町村で検討を進め、平成22年11月2日に、まずは37市町村で大阪広域水道企業団<sup>\*</sup>を設立し、平成23年1月の5市の追

加を経て、大阪市を除く府内42市町村で、平成23年4月から企業団の事業を開始する予定となっています。

企業団設立の主な目的は、「住民に身近な基礎自治体である市町村が直接経営すること」「住民の意向を踏まえ、自ら事業の効率化を図りながら、さらなる料金値下げが追及できること」「府の用水供給事業と市町村水道事業との連携拡大で、双方に効率化が図れること」などです。これにより、受水市町村の経営基盤の強化につながることを期待されるとともに、市町村間や企業団との水平連携による技術力の確保や企業団のスケールメリットを活かした経営の効率化が期待されます。

企業団は当面は用水供給事業のみを行うこととなりますが、将来に府域の水道事業の広域化の足掛かりなることが期待されます。

#### 企業団設立の経過

平成18年～19年度	府市連携協議会において、府市連携を協議
平成20年2月～12月	府市統合協議において4回の検証委員会を開催
平成21年3月	大阪市が「コンセッション型指定管理者制度」を提案
平成21年10月	府市合同で「コンセッション型指定管理者制度」について市町村に説明会を開催
平成21年12月	府営水道協議会幹事会において、府市水道統合協議に関して市長会、町村長会での議論の要請を決定
平成21年12月～ 平成22年1月	市長会、町村長会で今後の水道事業統合について協議
平成22年1月	受水市町村の首長会議の開催
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受水市町村の総意においてコンセッション方式は選択しない</li> <li>・基本的に企業団方式で検討を進め、将来的には大阪市を巻き込んだ府域一水道を目指す</li> <li>・平成23年4月の企業団設立を目標に検討を進める</li> </ul>
平成22年2月～7月	府営水道協議会・企業団設立準備部会で設立趣意、共同処理する事務、議会構成などの規約事項を検討